

出願資格

自治医科大学に入学を志願することのできる者は、下記の全てを満たす者とします。

- ・自治医科大学医学部での勉学を強く希望し、合格した時に入学を確約できる者。

※これは他大学との併願を妨げるものではなく、併願していても合否判定に影響はありません。

- ・自治医科大学卒業後、出願都道府県が作成する「キャリア形成プログラム」に基づき、一定期間、出願都道府県の知事の意見を聴いて指定する公立病院等に医師として勤務することを確約できる者。

※「キャリア形成プログラム」は別紙を参照すること。

・次の（1）～（9）のいずれかに該当する者であって、「出願する都道府県の選択」に基づき、出願地を選択できる者。

（1）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者及び令和8年3月卒業見込みの者

（2）他大学・専修学校（注）に在籍中若しくは卒業した者

（3）通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和8年3月修了見込みの者

（4）外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び令和8年3月31日までに修了見込みの者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

※外国にある学校（日本国内のインターナショナルスクール等を含む）の課程を修了した者は、日本における大学入学資格が認められない場合がありますので、早めに次のものを自治医科大学担当課（学事課入試広報係）宛に郵送し、出願資格の有無を照会してください。

①当該課程の修了または修了見込みを証明する書類（Diplomaなど）のコピー

②氏名、生年月日、住所、電話番号、小学校～高等学校までの履歴を記入した用紙（様式自由）

（5）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び令和8年3月31日までに修了見込みの者

（6）専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和8年3月31日までに修了見込みの者

（7）文部科学大臣の指定した者

（8）高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者

（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）及び令和8年3月31日までに合格見込みの者で、令和8年3月31日までに18歳に達する者

（9）（1）～（8）のいずれかを満たし、社会経験をした者

（注）専修学校に在籍中若しくは卒業した者とは、上記（1）・（3）～（8）のいずれかを満たす者とする。

出願する都道府県の選択

自治医科大学医学部入学試験の選抜は、都道府県単位で行うため、出願地となる当該都道府県を1ヶ所選択していただくこととなります。その出願地が自治医科大学卒業後に一定期間勤務する都道府県（修学資金貸与制度（令和8年度自治医科大学医学部募集要項21ページ）参照）となります。

なお、複数の都道府県へ出願した場合は、当該年度の受験資格を失うことになりますので、ご注意ください。

上記のことを踏まえ、次の（1）～（4）に基づき選択してください。

（1）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者及び令和8年3月卒業見込みの者
〔出願資格（1）〕、他大学・専修学校に在籍中若しくは卒業した者〔出願資格（2）〕、通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び令和8年3月卒業見込みの者〔出願資格（3）〕は、次のa, b, cのいずれか一つの都道府県とします。

a 入学志願者の出身高等学校若しくは中等教育学校の所在する都道府県

b 入学志願者の現住所地の所在する都道府県

ただし、現住所地が3年前（令和5年4月1日）以前から引き続き、同一都道府県内にある場合に限ります。

なお、aと同一の都道府県の場合には、出願地はaとします。

c 入学志願者の父母等の現住所地の所在する都道府県

この場合の父母とは入学志願者と戸籍を同一にする父母とします。父母がいない場合は自治医科大学担当課（学事課入試広報係）までお問い合わせください。また、父母等のいずれかが単身赴任等により現住所地が異なる場合には、いずれの現住所地を選択しても結構です。

ただし、父母等の現住所地は、3年前（令和5年4月1日）以前から引き続き、同一都道府県内にある場合に限ります。

なお、aと同一の都道府県の場合には、出願地はaとし、bと同一の都道府県の場合には、出願地はbとします。

（2）高等学校卒業程度認定試験に合格した者及び令和8年3月31日までに合格見込みの者で、令和8年3月31日までに18歳に達する者〔出願資格（8）〕は、その者の現住所地の所在する都道府県とします。

（3）外国の高等学校等を修了した者及び令和8年3月修了見込みの者〔出願資格（4）～（7）〕は、その者の日本における現住所地の所在する都道府県とします。また、現住所地がない場合は、本籍地の所在する都道府県とします。

令和8年度自治医科大学医学部 出願資格および出願する都道府県の選択

(4) 社会経験をした者〔出願資格（9）〕は、上記（1）～（3）の内から該当する選択方法を選び、出願する都道府県を選択することとします。

（注）「出願する都道府県の選び方（事例）」（令和8年度自治医科大学医学部募集要項5 ページ）も参考にしてください。